

平成26年度包括外部監査

監査のテーマ：市が出資する公益財団法人（8法人）及び財政的援助を与えている公益社団法人（2法人）の出納その他の事務の執行並びにそれらの法人への出資及び財政的援助等に係る所管課の事務の執行について

第3 外部監査の結果 II 各論

II - 3. 公益財団法人千葉市スポーツ振興財団、スポーツ振興課及び公園管理課に係る外部監査の結果

3-2. 稲毛ヨットハーバーの管理許可に基づく事業の実施について (3) 結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>③長期間放置ヨット等の廃棄について【スポーツ振興財団・スポーツ振興課】（報告書P102）</p> <p>平成25年度に長期間放置されていたヨット等について、約1か月間稲毛ヨットハーバー内で告知し、併せて過去10年間の陸置申請履歴等で所有者本人の確認を行う等の作業を行い、所有者不明と判断したものを廃棄している。</p> <p>廃棄を行う前に法律専門家の助言を受けるなど慎重な対応が必要であった。また、今回の外部監査では除却した不明艇に係る保管料等の未収計上が適切に行われていたかどうかについて確認できなかった。</p> <p>今後は、利用者との間の契約文書に相当する利用許可申請書等において、長期間料金を滞納した場合の処分等に関する規定を明記するよう検討されたい。また、ハーバー内の陸置場及び係留用浮棧橋の利用状況を的確に把握し、不明艇が発生しない管理に心掛けることを要望する。</p> <p>なお、現場視察を行った際に、ハーバー内に存在した寄贈艇（A級ディンギ等）が固定資産台帳に記載されていなかった。寄贈者の意思を再確認し、有効活用を検討し、固定資産台帳にも公正な評価額で受け入れ、記載することを要望する。</p>	<p>平成28年4月1日からの艇陸置場利用許可申請書において、未納付のまま納入期限から3か月を経過した場合は許可を取消すこと、許可取消日から3か月を経過した場合は当該艇を移動又は処分することを明記し、適用している。</p> <p>また、週1回契約者のリストと現物の実地調査を行い、不明艇が発生しないよう管理している。</p> <p>なお、寄贈艇（A級ディンギ等）については、弁護士・会計士と協議し、平成27年度決算において、固定資産として2円（1艇各1円づつ）受入れた。</p>

* 公益財団法人千葉市スポーツ振興財団は、平成31年4月1日から公益財団法人千葉市スポーツ協会に名称変更した。